

外務大臣 茂木敏充 殿

2020年3月30日

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）～子どもたちへの支援を最優先にした ODA の拡充を

去る3月10日、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）緊急対応策第二弾の一部として、感染拡大国・国際機関への緊急支援155億円の拠出が閣議決定されました。日本政府による迅速な拠出決定を歓迎いたします。

一方、COVID-19による影響は今後長く世界に打撃をもたらすと考えられます。特に、不十分な医療体制、保健サービスや衛生環境の未整備、栄養不良などの課題を抱える国々では、多くの子どもたちが感染症による甚大なリスクにさらされています。抵抗力の弱い乳児・新生児は、今まで以上に肺炎など感染症のリスクにさらされることとなります。また、長引く休校や社会的な不安による虐待の増加など、子どもたちは精神的なストレスや物理的な暴力にもさらされるリスクが高まっています。社会・経済の混乱により打撃を被るのは、特に格差のある社会においては貧困層の子どもたちです。今こそ子どもたちとその家族に焦点をあてた支援を行う必要があります。さらに、紛争下にある子どもたち、難民の子どもたちの状況はより深刻です。国連事務総長による、COVID-19という共通の敵と戦うために紛争当事者に対し即座の停戦の呼びかけがなされているところですが、すでに紛争の影響により取り残されている子どもたちに、さらに感染症のリスクが襲いかかる状況となっています。

セーブ・ザ・チルドレンは、COVID-19の影響を最小限にとどめる国際社会の努力に、日本がさらに積極的に貢献して下さるよう、以下のことを提言します。

✓ COVID-19 対応のための ODA の拡充を

➤ **国際機関への拠出などを迅速かつ大規模に実施してください**

国内対策に必要な資金の確保のため、4月以降大型補正予算が組まれる予定とされていますが、すでに出された COVID-19 緊急対応策のなかで「国際連携の強化」が打ち出されているように、引き続き国際社会の安定、ひいては日本の安定のためにも、ODA を拡充し、保健医療の専門性を有する国連機関を含めた国際機関への資金貢献を積極的に行ってください。

➤ **グローバルレベルの基金（Global Humanitarian Response Plan 等）への積極的な貢献を行ってください**

アントニオ・グテーレス国連事務総長は3月25日、20億米ドルの人道支援計画“COVID-19 Global Humanitarian Response Plan”を発表し、国際社会が協調して支援を行うよう要請しました。IMF／世界銀行による緊急融資が行われる他、国連諸機関や、WHO、Global Fund、Gavi 等の保健機

関、GPE、ECW 等の教育機関がコロナ対策の基金・対応を打ち出しています。こうした国際機関の呼びかけに積極的に応じるとともに、特に子どもたちの命・生活に重要な保健・栄養、教育、子どもに対するあらゆる暴力からの保護の分野に確実に資金が届き、必要な事業が実施され、かつ説明責任が果たされるよう、日本政府からも強く要望していただくようお願いします。

➤ **ジャパン・プラットフォーム（JPF）等を通じた NGO による緊急支援をサポート、資金面を拡充してください**

二国間・多国間を経由する支援に加え、地域に根差し、最も手の届きにくい人々に直接緊急支援を行っている国内外の NGO への支援を拡充してください。特に JPF を通じた資金拠出によって、緊急人道支援の実績を有する日本の NGO を活用し、パンデミックにより脅かされる、保健、栄養、教育といった基礎サービス分野への支援や、子どもの保護、特に脆弱な立場に置かれた少女や母親への支援、貧困家庭の所得向上や社会的保護につながる支援、さらには紛争の影響を受けた子どもたちや難民の子どもたちに対する支援を ODA にて実施してください。また、既存の ODA 事業の中でもこの緊急事態を受けて、パンデミック対応のために予算を柔軟に転用できるよう、配慮をしてください。

✓ **既存の国際的な取り組みから手を引くことなく、新規拠出での COVID-19 の対応支援を**

すでに支援活動の現場からは、資金の縮小や人員の削減など、活動を縮小せざるを得ないケースが発生しています。また、感染症対策以外の既存の国際的な取り組み—初等教育支援、平和構築支援など—への資金が、COVID-19 対応に振り分けられ、活動の継続ができなくなるなどが非常に懸念されます。COVID-19 対策に拠出される資金は新規資金とし、COVID-19 の有無にかかわらず継続が必要な事業については引き続きの資金拠出をお願いします。

✓ **各国が COVID-19 対策に資金を振り分けられるよう債務免除もしくは繰り延べを**

各国が COVID-19 対策に優先的に支出できるよう、債務免除もしくは債務返済の繰り延べに即時に応じてください。また、債務の持続可能性が悪化しないよう、COVID-19 に対する緊急支援については原則として無償資金協力による一般財政支援を含む資金供与とするようにしてください。

以上

【本提言に関するお問い合わせ】

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4F
担当：アドボカシー室
Email: japan.advocacy@savethechildren.org